

平成21年度
第74回我孫子市都市計画審議会
会議録

平成21年10月27日（火）

我孫子市都市部都市計画課

会 議 概 要

(1) 会議の名称	第74回我孫子市都市計画審議会							
(2) 開催日時	平成21年10月27日 午前10時から午前11時35分							
(3) 開催場所	庁舎分館大会議室							
(4) 出席又は 欠席した 委員その 他会議に 出席した 者の氏名 (傍聴人 を除く) 出：出席 欠：欠席	委員							
	出	大林成行	出	福留 勉	出	松原寿一	出	岡 奈理子
	出	渡邊敦子	出	関谷俊江	出	毛塚和子	出	甲斐俊光
	出	久野晋作	出	茅野 理	出	染谷智一郎	出	地引康雄
	出	江藤善雪	欠	松本敏男	欠	高山啓子		
渡辺副市長 事務局 樋口都市部長 五十嵐都市部次長兼都市計画課長、渡邊都市計画課主幹、都市計画課：山崎主査長、小泉主任、山口主事、近藤技師								
(5) 議題	諮問事項 (1) 我孫子都市計画生産緑地地区の変更について（我孫子市決定）							
(6) 公開・非公開の別	公開							
(7) 傍聴人の数	2名							
(8) 会議の内容	要旨は次のとおり							

【大林会長】 それでは、ただいまから第74回の我孫子市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、13名出席ということで、全員で15名の定員ですので、定足数は十分満たしております。本日の議決は有効であるということを確認させていただきまして、進めさせていただきます。

審議に入る前に、傍聴者は、2名でよろしいでしょうか。

【事務局（山崎）】 はい、2名となっております。

【大林会長】 傍聴者の方にはお願い申し上げますが、この審議会は審議の途中で傍聴者の発言はできないという規則になっておりますので、ご了承をいただきたいと思っております。

本日は、我孫子市都市計画生産緑地地区の変更について、諮問を1件いただいております。内容につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局（五十嵐）】 諮問事項、我孫子都市計画生産緑地地区の変更（我孫子市決定）についてご説明します。諮問事項の第1ページをお開きください。

都市計画生産緑地地区中20号高野山古屋生産緑地地区ほか1地区を次のように変更します。

番号20、高野山古屋生産緑地地区の一部、面積28平方メートルの廃止で、約0.22ヘクタール及び番号134号、新木セイシ前第3生産緑地地区の全部廃止で、面積約0.10ヘクタール、合計面積0.22ヘクタールの変更になります。

位置及び区域は、それぞれ5ページの黄色い部分、9ページの黄色い部分が廃止部分で、計画図に表示したとおりであります。

次に、理由についてご説明します。資料6ページをご覧ください。

20号高野山古屋生産緑地地区は、市道の用地買収に伴い、道路用地となった部分28平方メートルを廃止するものです。

続いて、資料10ページをご覧ください。

134号新木セイシ前第3生産緑地地区は、今般、主たる農業従事者が死亡し、生産緑地法第10条により買取り申出がありましたが、公園、その他、都市施設等の計画がなく、市が買取りに至らない結果になりました。引き続き、同法第13条により、千葉県、千葉県企業庁、住宅供給公社、土地開発公社、都市再生機構、我孫子市農業委員会及び農業協同組合等、生産緑地地区の取得あっせんに努めてまいりましたが、買取りの申出の日から起算して3カ月が経過してもあっせんに至りませんでした。このため、同法第14条の規定により、生産緑地地区内における行為の制限が解除されたため、生産緑地地区の変更を行うものです。この概要書にありますよ

うに、全部、0.10ヘクタールを廃止します。

次に、変更の内訳についてご説明します。3ページをお開きください。

今回の変更に関する区域は2地区で、そのうち1カ所については全部廃止となり、変更後はそれぞれ135地区から134地区に、合計面積は28.54ヘクタールから28.44ヘクタールに変わります。

最後に、案の縦覧の報告をいたします。12ページをご覧ください。

平成21年9月16日から平成21年9月30日まで、我孫子都市計画生産緑地地区の変更の案の縦覧を行いました。縦覧の結果、縦覧者は1名。意見書の提出はありませんでした。

以上でご説明を終わります。

【大林会長】 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました資料につきましては、委員の方々には事前に配付いただいておりますので、内容については見ていただいているかと思いますが、この件に関しまして、ご意見、あるいは疑義がありましたら、どうぞご自由に発言いただきたいと思います。

【江藤委員】 高野山生産緑地地区の変更ということですが、この変更は、7ページを見ますと、この上の①が変更される場所ですね。

【事務局（五十嵐）】 そうです。黄色く囲んだ区域です。

【江藤委員】 市道の用地買収に伴う道路用地となった部分28平方メートルを廃止するということですが、現状は、8月4日に撮った写真を見ますと、生産緑地が既に道路になっているような感じがしますが、どうなのかというのが1つ。それと生産緑地の廃止と道路用地の買収というのは、どちらが優先されるのか、生産緑地を廃止して道路用地にしておくというのが通常のやり方だと思いますが、この写真で見ますと、既にもう舗装がされているということ。

もう1点は、今舗装がされている生産緑地が見えますが、それを今、ここで改めて議論する余地は余りないような感じがしますが、いかがでしょうかということです。以上、3点についてお伺いいたします。

【大林会長】 事務局お願いします。

【事務局（渡邊）】 この点につきましては、生産緑地地区の計画変更案件をご審議いただく際に、毎回議論となる点でございますが、まず、農地をどのように利用するかということにつきましては、生産緑地法という法律の中で、例えば6ページの3、中段よりやや下側にあります、変更に至る経緯、こちらに平成20年6月26日、生産緑地法第8条第4項による公共施設等

の設置に係る行為を行う旨の通知が出されるとありますが、この通知は、都市計画法による生産緑地地区より優先されて生産緑地法により通知されるもので、このことにより、公共施設用地としての道路で使うことが優先されます。

ご指摘のとおり、今は既に道路として舗装され、退避所として既に使用をされております。ただ、都市計画法上は、ここが生産緑地という位置づけで残ってしまっておりますので、改めて都市計画法の手続をして、ここの道路部分を生産緑地地区から廃止するという手続をお願いしているわけでございます。

もう一つの案件は、10ページにあります新木でございます。こちらの変更に至る経緯は、平成20年6月30日に買取り申出書が出されました。それから3ヵ月後の20年9月30日に行為制限の解除がされていますので、この時点で農地以外の土地利用をすることが可能になっていますが、現在も農地となっています。

【江藤委員】 そうしますと、生産緑地の廃止というのは、道路用地として買収された後で生産緑地が廃止されるということで、生産緑地でありながら道路という特殊なものなわけですね。

【事務局（渡邊）】 はい。

【江藤委員】 そうしますと、生産緑地と道路の両方が存在していることになります。今私たちが、ここでその生産緑地の計画変更についてお願いしますと言われてますが、これはノーとは言えないですね、もう既に道路があるわけですから。

【事務局（渡邊）】 ご質問のとおり、今は道路という位置づけと都市計画法上の生産緑地という位置づけの両方からなっている。このことにつきましては、生産緑地という位置づけが残っているということは好ましくないもので、この道路部分の生産緑地地区を今回廃止したいということでお願いをしておるところです。たしかに、生産緑地法で公共施設用地としての道路になっているものを、都市計画側で議論を尽くして良いのかということがあるかと思いますが、そこは都市計画法による変更手続ということで、ご理解をお願いするところでは。

【大林会長】 この件は、私もこの会長をさせていただいて、もう10年近くになりますが、いつもお願いしていることなのです。市民から見たらこれは大変疑問に思うことなのです。現実と行政、それから、規則とがばらばらになってしまっているわけで、なぜ議論を重ねてより良い変更の手続にしていけないのですかということなのです。先ほど副市長のあいさつにもありましたが、今後こういうことをやっていきたい、よりよい方向にしたいということはよく解ります。しかし、そのためには、こういうような議論をする場をつくって直していかなければいけないということを知っていただきたいのです。それが市民の要望なのです。今後は、このことをぜ

ひ議事録にあっては、市で少しでも直していただきたいと思います。また一方では、議会代表の方たちはそういうことをなぜ議会で議論していかないのかということ、私は非常に不審に思っております。市民の代表ということから、議会においても少しでも直していくことがやはり議会の仕事ではないだろうかと思っております。質問もあり、せつかくの機会ですのであえて申し上げますけれども、私はこの審議会と市長が直接そういうことを話し合っていく時間が必要だと思っております。そのための審議会であればいけないと思っているのですが、ぜひとも事務局でこのことを引き継いでいただければと思います。

ご質問いただいた件は、それでよろしいでしょうか。

【江藤委員】 市民の委員として、やはり議会のほうへもこういった状況を検討していただきたいと思っております。

【事務局（渡邊）】 先ほどは回答してなくて申し訳なかったのですが、生産緑地の件に関しましては、通常、買取りの申出があつてから行為制限の解除までに3ヵ月間の猶予があるものですから、その間に審議会にこういうような案件が出ていますということをご報告して、生産緑地法の行為制限の解除をする前に、何かご意見を伺う、ということで前回の審議会では確認をさせていただきました。新木の件につきましては、前はちょうどその買取りの申出が出ている際に審議会がございましたので、そのときにご報告はさせていただきましたが、その後時間が掛かってしまったことは、大変申し訳なく思っております。

【大林会長】 本日は議案が少ないですので、提案してみたいと思うのですが、今、事務局からお話のあったことからしますと、1年前にこの案件が出て審議会で議論して、そのときにそれは生産緑地で残したほうがよいと言ったらどうなっていたのですか。

【事務局（渡邊）】 基本的には緑地としてですから、例えば公園ということで用地を取得して残す、要するに買取りの申出が出ているわけですから、市が購入する努力をするということになります。

【大林会長】 結局そうなるわけですね。

【事務局（渡邊）】 はい。

【大林会長】 ですから、逆に言うと今日まで黙認してしまった、放任してしまったということになるわけですね。今となつてはその買取り申出を元に覆すことは、ここまで来てしまうといけないわけですね。それともそれは可能なのですか。

【事務局（渡邊）】 今の時点では、そういうことは難しいかと思われまして。

【大林会長】 はい、それでは、議会代表の委員の方、何かご発言はないでしょうか。多分こ

のようなことは、議論はされてきていると私は思うのですけれども。

【久野委員】 先ほどのお話で、もちろんこの会議の場で初めて情報を出したわけではないということでしたけれども、この審議会は常設の専任機関ではありませんので、日ごろから絶えずそういった情報に目を向け続けるというのは、我々のような議員は別としてなかなか難しい部分があると思いますので、情報の伝え方は、やはり逐次委員の皆さんにお知らせをしていくというのが基本スタンスだと思います。そういった部分について、定期的には言わないまでも、できる限り情報提供していくというのは、どの審議会においても非常に重要だと思いますので、そこは我々議員の責任として当然やっていくべきでありますし、執行部の皆さんもそこは意識をしてやっていただくと、よりよい市政になっていくのではないかと思います。

【大林会長】 ほかにいかがでしょうか。どのような意見でも結構ですが。

【茅野委員】 それでは、諮問事項について質問をさせていただきます。6ページの4番の農業委員会の意見ですが、「特に異議なし」とここに書いてありますが、もちろん農業委員会も我々と同じように法律にのっとり農業従事者の代表として出てこられている重要な委員会ですが、この方たちに対して、いつの時点で意見徴収をしているのですか。

【事務局（渡邊）】 生産緑地の変更に係る農業委員会との協議というのは、今年の8月に行っているものは、手元に文書がありますが、ここを道路にして公共用地として使いますという報告は、去年の7月にしています。その正式な日にちというのは、手元に資料がありませんので、後ほど調べまして茅野委員のほうにご報告をするようにいたします。

【大林会長】 それでは、次の質問に入りたいと思います。どうぞ皆さん、ご自由にご発言いただきたいと思います。

【地引委員】 1点だけ、書類の作り方になりますが、6ページと10ページ、6番に今後の予定と書いてありますが、ここの表示の仕方を考えていただければと思います。

【大林会長】 それは既設の書類を綴じたということで、そのまま載っているのだらうと思いますが、作ったときには今後だったのでしょうか。

【地引委員】 今後気をつけてください。

【大林会長】 ちなみに、今後というのは、いつの時点にして今後になりますか、6月26日を指して今後ということですか。

【事務局（渡邊）】 こちらは、実は県との協議をするときに作成したものをそのまま抜粋して使ってしまったので、今後は、いつの時点なのかということを知るように表示するように改めていきたいと思っています。

【大林会長】 何年何月何日現在というようなことですか。

【事務局（渡邊）】 はい。

【大林会長】 ほかにいかがでしょうか。

【松原委員】 このような公文書などは、様式があると思うのですが、作成日を入れるということはないのでしょうか。何月何日に作ったといえ、それで済む話と思いますが。

【地引委員】 そうです。概要書の下欄のあたりに何月何日ですということを入れておけば、今の話は無かったわけです。

【事務局（渡邊）】 県への協議資料ということで日にちが入っているのですが、ここの資料から抜粋をして作成してしまいましたので、今後は改めたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【大林会長】 いかがでしょうか、内容について、特段問題はないでしょうか。

それでは、諮問をいただきました内容につきまして、この審議会としては承認をしますということで答申をさせていただくことに決めますが、それでよろしいでしょうか。

（はいという声あり）

【大林会長】 どうもありがとうございました。それでは繰り返しになりますが、我孫子都市計画生産緑地地区の変更についてという諮問につきましては、本日第74回の審議会において承認をさせていただいたということにさせていただきました。ありがとうございました。

最後に、今年の12月が委員の改選期に入ること、現委員による審議としましては、今回の審議会が最終になるかと思っております。毎回いろいろとご協力いただいた委員の皆様方には、私からお礼を申し上げて、終わりにさせていただきたいと思っております。

また、いつも事務局側には無理な注文ばかりで、大変申し訳なかったと思っておりますが、重ねてお礼を申し上げまして、本日の会議はすべて終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。